

育児期間の年金算入制度の理念、内容およびその展開

Concept, Substance, and Evolution of Pension Crediting for Child-Rearing Periods

2026年2月17日校了

比較社会保障研究者 田中耕太郎

Abstract

In Germany, the system of pension crediting for child-rearing periods was first introduced in 1986 with the objective of recognizing unpaid caregiving labor performed within the household and of augmenting inadequate old-age pensions, particularly those of women. This innovative measure, advanced by the Conservative Party, initially encountered criticism from left-wing parties but ultimately achieved broad societal acceptance. Consequently, the Pension Reform Act of 1992 extended the credited period from one year to three years.

Although this amendment represented a pivotal advancement, it applied exclusively to children born in or after 1992, thereby provoking criticism and mobilizing efforts to ensure equal treatment for children born up to 1991. The realization of full parity required considerable time due to the substantial number of potential beneficiaries and the significant additional financial burdens involved.

The process of reform unfolded incrementally through legislative measures enacted in 2014 and 2018, culminating in the Act of 2025 on the Complete Equalization of Pension Crediting for Child-Rearing Periods.

The number of pensioners benefiting from credited child-rearing periods exceeds ten million. This policy has made a substantial contribution to mitigating the disadvantages associated with child-rearing responsibilities, which had long constituted a structural weakness of Germany's earnings-related pension system.

キーワード：ドイツの公的年金制度 育児期間の年金算入 母親年金

Key Word : German Public Pension System Pension Crediting for Child-Rearing Periods
Mothers' Pension (Mütterrente)

はじめに

ドイツの公的年金は、1957年の抜本改正以降、完全賦課方式による財政運営の下で、報酬比例の保険料に対応して報酬比例の年金を給付し、賃金スライドにより更新するという、貢献原理を強く反映した基本設計となっている。これにより、年金水準は飛躍的に上昇し、老後生活の主柱として国民の間に広く定着した。しかし、こうしたルールの下では、就労の中止やパートタイム労働などによる労働報酬の欠落や減少は、そのまま老後の年金レベルの低下に結びつく。その影響をとりわけ受けているのが、育児による就労の中止や抑制

を余儀なくされることの多い女性たちである。一方で、賦課方式は、財政の継続性を世代間契約によって支えられており、将来の年金財政を支える働き手を生み育てるという非有償労働による制度への貢献をどう評価するかという課題を抱えていた。

この問題は、ドイツにおいても、女性の就労自立や家族観、その両立支援のあり方などを巡って、依って立つ立場やイデオロギーにより鋭く意見が対立しやすい難しさを抱えている。こうした中、保守のキリスト教民主同盟(CDU)の社会派を中心として新たな社会政策が提案され、幼児期の家庭における育児に携わった親（殆どの場合は母親）の育児を通じた年金制度への貢献を、家庭外で有償労働に従事した場合と同等の経済的評価を行い、これを将来の年金算定に反映するという革新的な制度が1986年から導入された。

この制度は広く国民の間に受け入れられ、その後、1992年年金改正法において算入期間が1年から3年に大幅に拡充されたほか、1999年年金改正法により、段階的に評価水準も平均賃金の75%から100%まで引き上げられてきた。

しかしながら、当初の1986年から導入された制度は、施行時にすでに年金支給開始年齢に達していた1921年前に生まれた者は対象外としていた。さらに1992年から施行された算入期間の拡充は、同年1月1日以降に生まれた子を対象とし、1992年前に出生した子については依然として1年間しか年金算入が認められなかった。

こうした給付改善の対象を将来発生する保険事由に限定して適用することは、長期保険である年金制度においてはよく見られるものの、子育てを通じた年金制度への貢献を評価するという趣旨から見て、親の生年や子の出生した時期によって大きな格差が生じることに対しては、社会的な批判が強く、その是正を求める声が根強く続いた。

こうした背景の下、親の年齢や子の出生年による格差を埋めるべく、立法措置が繰り返されてきたが、なにぶん対象者が多く、必要な費用の全額は、連邦一般財源から年金財政に繰り入れる必要があり、財政負担の観点から一気には進まなかった。

まず、制度創設時にすでに年金支給開始年齢に達していて、そもそも制度の対象から除外された1921年前に生まれた者については、1987年の法律により、年金とは別に全額連邦一般財源による育児給付金が支給されることとなった。また、年金制度においては、ようやく2014年から2年間へ、2019年からは2年半へと徐々に拡充され、ついに制度創設から40年かけて、2025年の年金制度改正により、念願の完全な平等化が実現した。

本稿では、こうしたさまざまな段階で多くの議論を経て実現してきた育児期間の年金算入制度の理念、拡充の歩みを分析し、その評価について考察する。

1 遺族年金および育児期間法による制度創設

1985年7月11日の「遺族年金および育児期間法(Gesetz zur Neuordnung der Hinterbliebenenrenten sowie zur Anerkennung von Kindererziehungszeiten in der gesetzlichen Rentenversicherung (Hinterbliebenenrenten- und Erziehungszeiten- Gesetz -

HEZG) vom 11. Juli 1985)」により導入された育児期間の年金算入制度の趣旨と内容は、次の通りである。

1) 趣旨

1985年12月6日の「育児手当および育児休業法(Gesetz über die Gewährung von Erziehungsgeld und Erziehungsurlaub vom 6. Dezember 1985)」による育児手当(Erziehungsgeld)の創設と同じ理念に基づく、いわば公的年金版で、老後のとりわけ女性の貧困を防止するとともに、世代間契約に基づき後世代の育成によって初めて制度の存続が可能になる賦課方式の公的年金制度において、家庭における無償の育児を通じた貢献を賃金労働と同格に評価しようとするものである。

2) 対象となる子と算入ポイント

1986年1月1日以降に出生した子を対象とし、子1人につき、そのときの平均賃金の75%で就労していたものと見なして年金に算入する。ただし、この時点ですでに年金受給開始年齢である65歳に到達している、つまり1921年前に生まれた母親は除外されている。

ドイツの年金算定方式の基本ルールは、各被保険者の毎年の労働報酬をその年の全被保険者の平均労働報酬に対する比率にポイント化し、その生涯ポイントをその人の個人報酬ポイントとする。これを毎年の平均賃金の動向をもとに算定される年金現在価値に乗じて算定(賃金スライド)される。したがって、上記の改正により、子育てをした母親は、子ども1人につき0.75ポイントを獲得するということを意味する。

3) 1921年前に生まれた母親への育児給付金の支給

このように、育児が初めて公的年金制度で評価されることとなったが、保険方式の年金制度の結果として、その対象からはすでに老齢年金受給開始年齢である65歳に達している1921年前に生まれた母親たちは除外された。しかし、これに対しては、戦後の荒廃した瓦礫の中から苦難の時代に子育てをしながら社会の再建に尽した高齢の母親たちを差別するものだと激しい非難が起きた。いわゆる「瓦礫の女たち(Trümmerfrauen)」の問題である。

このため、連邦議会は公的年金制度とは別に、1987年の育児給付金法(Kindererziehungsleistungsgesetz vom 12. Juli 1987)を制定し、同年7月17日から施行した。これにより、1921年前に生まれた母親に対しては、次のように4段階に分けて高齢者から逐次、育児給付金(Erziehungsleistung)の支給を開始した。

1907年前生まれ :	1987年10月1日から
1907年から1911年までの生まれ :	1988年10月1日から
1912年から1916年までの生まれ :	1989年10月1日から
1917年から1920年までの生まれ :	1990年10月1日から

金額は、公的年金における金額と同額で、1987年10月からの給付では月額27.20マルクとされた。対象となる受給者数は最終的に約440万人で、これに必要な支出額は全額連邦一般財源により財政措置され、その額は全員が給付対象となった1991年で、年間約33億マルクと見込まれた。

このような措置が講じられたものの、公的年金において同じ扱いがなされなかつたことや、段階的に実施されたことを不服として裁判が提起された。これに対して、連邦憲法裁判所は1992年7月7日のいわゆる「瓦礫の女たち判決」で、これらの法的措置はいずれも基本法に抵触しないとしつつ、次のように判示し、これがその後1990年代のさらなる制度の拡充へつながっていった。

「遺族年金および育児期間法ならびに育児給付法は、公的年金制度において育児期間を一般的に保険料納付期間と同等に扱っていないからといって、基本法に抵触するものではない。しかしながら、立法者は、基本法6条1項と結びついた3条1項によって、育児に起因する老齢保障における不利という公的年金制度の欠陥を、これまで以上に広い範囲で調整する義務を有する。」

2 1989年の1992年年金改革法による算入期間の大幅な改善

1986年から導入された育児期間の年金算入は、家庭での無償の育児の社会的な認知と経済的評価、母親の老後保障の不利益の改善という点で広く社会的に支持された。このため、戦後から現在に至るドイツの年金制度の基本構造を作った1957年改正以来の大改正といわれた1989年の「1992年年金改革法(Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung (Rentenreformgesetz 1992 - RRG 1992) vom 18. Dezember 1989)」は、これをさらに大幅に拡充した。これにより、1992年以降に生まれた子については、1人につき3年間が育児期間として年金算入されることとなった。

しかしながら、この期間延長の規定は、1992年1月1日以降に生まれた子のみが対象とされ、1992年前に生まれた子については、年金算入期間は依然として1年のまま据え置かれた。ここに、その後、36年間かけて、2025年の「年金水準の安定化および育児期間の完全な平等化のための法律」により、親の生年と子の出生時点にかかわらず、すべての子について完全に平等に3年間の育児期間の年金算入が認められるまでの、いわゆる「母親年金(Mütterrente)」をめぐる長い平等化への歩みが始まることになる。

3 1999年年金改革法による見なし労働報酬水準（報酬ポイント）の引上げと労働報酬がある場合の加算方式への改善

（1）見なし賃金水準（報酬ポイント）の引上げ

さらに同じ CDU/CSU 政権下で可決された 1997 年の「1999 年年金改革法 (Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung (Rentenreformgesetz 1999 - RRG1999) vom 18. Dezember 1997)」により、次のように見なし労働報酬の水準が引き上げられた。

1998 年 7 月 1 日～ 85%

1999 年 7 月 1 日～ 90%

2000 年 7 月 1 日～ 100%

これにより、2000 年からは、育児について、子ども 1 人につき、3 年間、平均賃金で働いたものとして年金受給権に結びつき、あるいは年金額の増額をもたらすこととなった。

（2）育児期間中に働いて労働報酬がある場合の加算方式への改善

育児期間中に働いて労働報酬を得ていた場合の取扱いについて、従来は平均賃金の 75% 未満の場合にはここまで底上げするにとどまっていた。これは育児期間中にパートタイムあるいはフルタイムで働いて報酬も得ていた場合に、これをみなし部分に加算すると、家庭で育児に専念する母親に不利になるという考え方から、SPD 等の要求に対して CDU/CSU が反対の姿勢を崩さなかったためである。

しかし、この点については、1996 年 3 月 12 日の連邦憲法裁判所の違憲判決が下されたため、1999 年年金改革法でこの取扱いを改め、育児期間中に働いて報酬を得ていた場合には、保険料算定上限額まではその額を見なし額に加算する方式 (additiv) に改められた。

ここでも、家庭における育児と共に働きとをどう評価し支援すべきかに関する理念や思想の違いが現れているが、実際に就労しながら育児も行った母親については、年金制度の存続を支える子育てを老後保障において年金算定上で評価するという制度の趣旨からいえば、この加算モデルは当然というべきであろう。

4 母親年金の3次に及ぶ算入期間の拡充と完全平等化への歩み

上記のように、1992 年年金改革法は、年金算入の対象となる育児期間を一気に 1 年から 3 年に延長したが、1992 年前に出生した子についてまでは対応できず、1 年間のまま据え置かれた。このため、子の出生時点による不平等な算入期間の格差の是正と完全平等化に向けた一連の立法措置が進められた。

（1）2014 年の年金保険給付改善法による 2 年間への延長

改善に向けた最初の立法が、CDU/CSU と SPD との大連立による第 3 次メルケル政権下の 2014 年に成立した「年金保険-給付改善法 (RV-Leistungsverbesserungsgesetz vom 23. Juni 2014)」である。この法律により、同年 7 月 1 日以降に生まれた子については、1 人につき 1 年ほど延長されて 2 年間の年金算入が認められることとなった。

その際、同年 6 月 30 日以前に、すでに 1991 年以前に生まれた子に係る育児期間を含む年金受給権が発生していた受給者については、事務運営の簡素化と実施可能性の観点から、育

児期間を2年間として年金額の再算定を行うのではなく、別途の方式が採用された。すなわち、当時で約950万人いた該当者に対しては、すべての1991年以前に生まれた子1人につき、1報酬ポイント、すなわち平均賃金で1年間（=0.0833報酬ポイント×12か月）働いていたのに相当する加算額（Zuschlag）を支給することとされた。

この改正により拡充された給付は、母親年金I（Mütterrente I）と呼ばれる。

この方式は、その後、2019年と2025年に再度の期間延長が行われた際にも同様に採用されている。なお、1921年前生まれの母親に対して年金とは別に全額連邦一般財源により支給されていた育児給付金についても、相当する金額の引上げが行われている。

（2）2018年の年金保険給付改善および安定化法による2年半への再延長

さらにCDU/CSUとSPDの大連立による第4次メルケル政権下の2018年に成立した「年金保険-給付改善および安定化法（RV-Leistungsverbesserungs- und Stabilisierungsgesetz vom 28. November 2018）」により、2019年1月1日から年金算入期間がさらに6か月延長されて2年半となり、報酬ポイントが0.5ポイント（0.0833報酬ポイント×6月）加算されて2.5ポイントとされた。

前回と同様に、すでに同日前に2年間の育児期間が算入されて年金受給権が発生していた受給者に対しては0.5報酬ポイントに相当する加算金が支払われた。また1921年前に生まれて育児給付金を受給している者に対しては、2.5報酬ポイントに相当する金額の給付金が支給されることとなった。この一連の改正は、いわゆる母親年金IIと呼ばれる。

またこの改正により、それまでは年金算入された育児期間に対応する費用については、連邦一般財源から別途、年金財政に対して包括的に費用の償還が行われていたが、1999年6月1日以降は、育児期間に対応する保険料を連邦が年金財政に拠出する方式に変更された。

（3）2025年の年金水準の安定化および育児期間の完全な平等化のための法律によるすべての育児期間の3年間への統一

2025年2月に実施された連邦議会総選挙の結果、第1党となったCDU/CSUとSPDの連立により発足したメルツ政権下で成立した2025年の「年金水準の安定化および育児期間の完全な平等化のための法律（Gesetz zur Stabilisierung des Rentenniveaus und zur vollständigen Gleichstellung der Kindererziehungszeiten vom 22. Dezember 2025）」により、遂に、育児期間については、親の生年や子の出生時期に拘わらず、すべての母親と子について、1人につき3年間の年金算入が認められることとなった。初めてこの制度が創設された1986年から、じつに40年かけて完全な平等化が達成された。

この法案は、主要な柱としては、2019年法で導入された2025年までの課税前保障水準48%の年金保障水準をさらに2031年まで延長する内容と、本件の育児期間の年金算入をすべての親と子に対して3年間とする、いわゆる母親年金IIIの2つから成っている。前者は主にSPD

が要求し、後者はCDU/CSUが強く求めた内容である。この法案全体の分析評価については別稿に譲り、ここでは育児期間算入に関する内容のみを述べる。

改正手法については、前2回と同様である。2025年12月5日の連邦議会で僅差ながら政府原案通り賛成多数で可決、成立し、2028年1月1日以降に年金受給を開始する親については、育児期間が6か月ほど延長されて3年間が年金算入される。この時点までにすでに年金を受給している者については、2018年初から、2017年1月1日に遡って、6か月分増額され、3年間に相当する加算金が支給される。これは前2回と同様に、年金制度運営の簡素化のためである。これに必要な費用は連邦一般財源により負担され、連邦政府の法案説明資料によれば、6か月分の追加費用は、年間で約50億ユーロとされる。支給事務手続きの関係で、2028年1月から27年1月に遡って支給されるため、28年は99億ユーロの支出が見込まれている。

5 育児期間の年金算入の影響とその評価

(1) 育児期間の年金算入の影響

直近の2025年改正法による6ヶ月間の算入期間の延長については、未だ施行されていないため、その実績は示せないが、2019年改正により育児期間が2年6か月に延長された結果の施行状況は、連邦政府の直近の2025年年金保険報告(Rentenversicherungsbericht 2025)によれば、次表の通りである。

表 育児期間を含む年金の件数および平均年金額 (2024年12月31日現在)

年金種別	算入対象となる子の数	年金総件数	老齢年金	障害年金	遺族年金
育児期間を含む年金 平均年金額/€/月	総数	10,313,611	8,873,889	645,635	794,087
		928	958	1,100	453
育児期間を含む年金 平均年金額/€/月	1人	3,099,474	2,631,680	224,666	243,128
		971	1,010	1,065	461
育児期間を含む年金 平均年金額/€/月	2人	4,673,523	4,069,564	272,386	331,573
		929	955	1,120	452
育児期間を含む年金 平均年金額/€/月	3人以上	2,540,614	2,172,645	148,583	219,386
		873	899	1,115	447

(出所) Bundesregierung (2025) : Rentenversicherungsbericht 2025.

この表に示されるように、2024年12月31日現在の育児期間の算入を含む年金の数は老齢年金、障害年金、遺族年金を合わせて、総数が1,031万件に及ぶ。その育児期間の年金算入による増額を含む平均の年金額は、月額928ユーロとなっている。年金の種類としては、老齢年金が887万件と最も多く全体の86%を占めているが、障害年金も65万件、遺族年金は79万件ほどある。

また、対象となる子の数に応じた分類を見ると、子2人についての育児期間を有する件数が一番多く、子1人、子3人以上と続く。そして老齢年金と遺族年金では対象とされる子の

数が多くなるに従ってわずかずつではあるが平均年金額が減少しているのに対し、障害年金では殆ど差がないといった傾向が見られる。

このように1,000万件を超える年金について育児期間の算入が行われているため、この統計はまだ2年6か月（30か月）の段階ではあるが、それでも、同報告によれば、このために支給されている給付総額は2024年1年間で約222億ユーロと推計されており、年金給付総額3,601億ユーロの約6%を占め、その全額が連邦一般会計から補填されている。

（2）評価

1) 主要政党のスタンスと社会的な評価

1の制度創設時の経緯の所でも述べたように、家庭における無償の育児に従事した期間を年金算定において雇用労働と同等の経済的な評価を行い、貢献原理の強い報酬比例年金制度の弱点を補うとともに、賦課方式の財政制度における制度の持続可能性の基盤を強化しようとするこの制度は、1980年代から現在まで、一貫して中道保守のCDU/CSUの新たな社会政策として強く推進されてきた。実際にも、1986年の制度導入時はCDU/CSUと自由民主党(FDP)の連立政権下であったし、その後の改善が進められてきた2014年、18年、25年は、いずれもSPDとの大連立政権によるCDUのメルケル政権やメルツ政権下で行われてきた。

こうした保守による動きに対して、SPDは当初は批判的で消極的な立場を取っていたが、これが現に育児による就労の中断や制約による女性の老後の年金保障の弱点を補うものとして広く社会的に支持され定着する中で、政権交代しても、制度を受け入れてきた。

他方でCDU/CSUにおいても、当初は就労しながら子育てをした女性の労働報酬の評価について、家庭で子育てをした女性に不利にならないように、平均賃金までの加算しか認めない姿勢を取っていたが、1996年3月12日の連邦憲法裁判所の違憲判決を受けて、通常の賃金の場合と同様に、保険料算定期限額までは労働報酬額をみなし額に加算する方式に変更するなど、制度の趣旨に沿った柔軟な取り扱いを行った。こうして、この革新的な制度は、40年の歳月をかけて、完全に平等な制度としてドイツの年金制度に定着したものと評価できる。

なお、ドイツと同じく報酬比例年金を採用している隣国オーストリアの年金制度においても、同様の育児期間の年金算入制度を導入しており、子1人につき4年間の年金算入が認められている。

2) 介護保険における連邦憲法裁判所の違憲判決の年金保険への波及の防止

育児期間の年金算入制度が果たした役割として、もう1点指摘しておかなければならぬのが、介護保険において被保険者の育児による制度への貢献が制度内で反映されていないことに対する連邦憲法裁判所の違憲判決の射程に関する論点である。

2001年4月3日の連邦憲法裁判所判決(1 BvR1629/94 BVerfGE 103, 242)は、公的介護保険の保険料算定に当たって、子育てを考慮しない介護保険法の規定を基本法に違反すると判示した。この判決においては、「子を育て、それによって賦課方式の財政を採用する社会保険システムの機能に対して、金銭的貢献と並んで世代的(generative)貢献を行っている公的介護保険の加入者が、子のいない加入者と同じ高さの介護保険料を課されることは、基本法6条1項(婚姻および家族の保護)と結びついた3条1項(平等権)の規定に抵触する。」と判示し、遅くとも2004年末までに新たな立法措置を講ずるよう義務づけた。

さらに判決は、介護保険以外の社会保険分野についても、子育てによる貢献を保険料算定に当たって考慮すべきかどうかの検討を求めた。

この違憲判決を受けて、当時のSPDと緑の党による左派連立政権は素っ気ない対応を図り、2004年12月15日の育児考慮法(Gesetz zur Berücksichtigung der Kindererziehung im Beitragsrecht der gesetzlichen Pflegeversicherung vom 15. Dezember 2004)により、2005年1月から、子のいない23歳を超える加入者は、追加保険料として0.25%を負担することとされた。

また判決の射程に関しては、年金保険においてはそもそも介護保険とは異なり、過去の保険料拠出が年金給付面で反映される仕組みであることに加え、年金制度内部において、1986年以降、育児期間を就労していたものと見なして年金受給権・年金額に反映する政策が採用され、しかも、逐年その内容が改善され、育児の評価が年金においては給付面で手厚く措置されてきたとして、連邦政府は公的年金制度における改正の必要性を公式に否定了。

介護保険における育児による制度への貢献をどう保険料負担面で考慮すべきか、という点については、2004年の育児考慮法による措置以降も、子の養育の有無だけではなく、養育した子の数に応じた負担面での配慮を求めて、提訴が続いた。これに対して、2022年4月7日の連邦憲法裁判所決定(1 BvL3/18, 1 BvR2824/17, 1 BvR2257/16, 1 BvR717/16)は、養育した子の数に関係なく同じ保険料率を課している法の規定は、基本法3条1項の平等原則に違反している旨を判示した。

これを受けて、SPDのショルツ連立政権は、2023年5月26日の連邦議会で「介護支援および負担軽減法(Gesetz zur Unterstützung und Entlastung in der Pflege (Pflegeunterstützungs- und -entlastungsgesetz - PUEG) vom 19. Juni 2023」を成立させ、子の有無に加えて子の人数に応じて保険料率を軽減する新たな制度を導入した。

この新たな連邦憲法裁判所決定の中で、年金保険においては育児期間の年金算入を通じて子育てをした親の同一の保険料率負担による不利益は十分に埋め合わされているとして、保険料負担面での配慮は不要と述べられている。

このように、40年間かけて制度の導入から継続的に拡充が図られてきた育児期間の年金算入制度は、制度内における給付面での育児を通じた貢献を反映するものとして、同一保険料率の妥当性を支える重要な根拠として連邦憲法裁判所においても評価されている。

引用・参考資料

Bundesregierung (2025) : Rentenversicherungsbericht 2025, BT-Drucksache 21/3080.

Bundesregierung (2025) : Entwurf eines Gesetzes zur Stabilisierung des Rentenniveaus und zur vollständigen Gleichstellung der Kindererziehungszeiten, BT-Drucksache 21/1929.

Bundesregierung (2019) : Entwurf eines Gesetzes über Leistungsverbesserungen und Stabilisierung in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungs- und -Stabilisierungsgesetz), BT-Drucksache 19/4668.

Bundesregierung (1985) : Entwurf eines Gesetzes zur Neuordnung der Hinterbliebenenrenten sowie zur Anerkennung von Kindererziehungszeiten in der gesetzlichen Rentenversicherung (Hinterbliebenenrenten- und Erziehungszeiten-Gesetz – HEZG), BT-Drucksache 10/2677.

田中耕太郎 (2023) 「特別連載 ドイツ新連立政権下の介護保険改革と今後の見通し」『週刊社会保障』No. 3239 [2023. 10. 16] , 48-53.

http://www.mcw-forum.or.jp/image_overseas_information/DL/4_2023.pdf